

聖隷訪問看護ステーション山本 重要事項説明書
(訪問看護サービス)

当事業所は、利用者に対して訪問看護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1. 事業所

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26
代表者氏名	理事長 青木 善治
電話番号・FAX	電話 053 - 413 - 3300・FAX053 - 413 - 3314

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護ステーション
事業所の名称	聖隷訪問看護ステーション山本
所在地	〒665-0808 兵庫県宝塚市切畑字長尾山 5-321
開設年月	2012 年 11 月 1 日
電話番号及びFAX番号	電話番号：072-740-3551 FAX 番号：072-740-3558
管理者氏名	樋口 智恵子
医療保険事業者番号	第 1190201 号
介護保険事業者番号	第 2861190201 号
指定年月日（みなし指定）	2018 年 11 月 1 日
サービス提供する通常の実施地域	宝塚市(全域)・川西市(全域)・伊丹市(全域)
第三者評価の実施	

3. 営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日〔祝日を除く〕 但し、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く
受付時間	午前 9 時 00 分から午後 5 時まで
提供時間帯	午前 9 時 00 分から午後 5 時まで 希望する利用者には、24 時間の連絡体制がある。

4. 職員の配置状況及び勤務体制

職種	配置人員	勤務体制
管理者	1 名	月曜日から金曜日 〔祝日を除く〕 9 : 00～17 : 30
保健師、看護師	3 名以上（常勤換算で 2.5 以上）	
理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士	実情に応じた適当数	
事務職員	1 名以上	

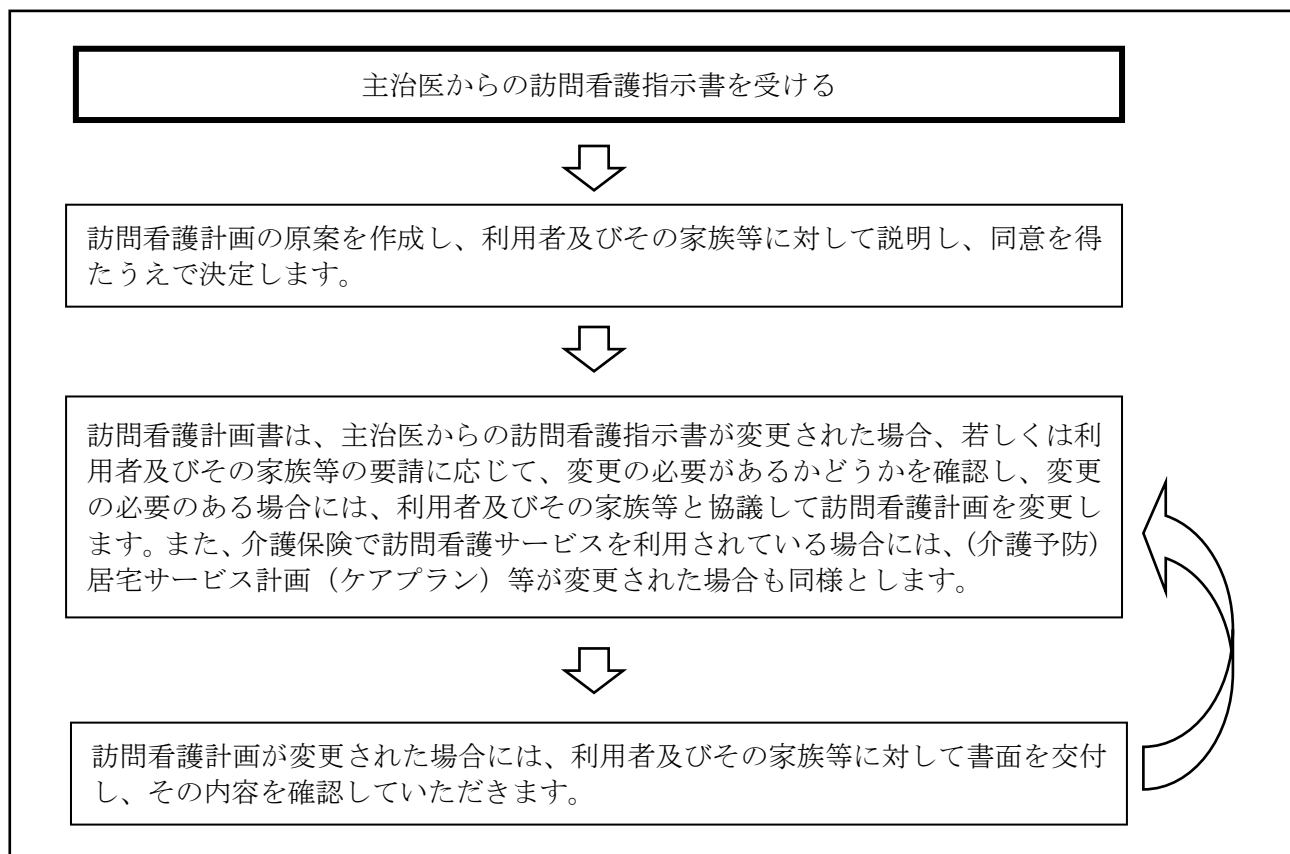
5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指す。
運営方針	利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

6. 約款締結からサービス内容までの流れ

利用者に対するサービス方針や具体的なサービス内容については、主治医からの「訪問看護指示書」に基づき作成する「訪問看護計画書」に定めます。

「訪問看護計画書」の作成及びその変更は次の通り行います。



7. 事業所が提供するサービス

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

1. 病状・障害・全身状態の観察
2. 医療的処置の実施及び指導（吸引・酸素吸入・カテーテル管理・褥創処置・内服管理等）
3. 看護・介護技術の実施と相談、指導（洗髪、清拭、入浴、体位保持等）
4. 栄養・食事療法に関する相談・指導
5. リハビリテーションの実施と相談・指導
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 介護用品の紹介や工夫の仕方の実践
9. 生活環境の調整と指導
10. 主治医への連絡調整及び報告
11. 行政機関やサービス、他施設等利用に関する情報提供や調整
12. その他、主治医の指示による処置と介護に関する相談

8. サービス利用の終了

(1) 利用者から約款解除の申し出

適応期間内であっても利用者及び身元引受人は、利用中止の意思表示をすることにより、約款に基づく訪問看護サービスの利用を解除・終了することができます。但し、次の事由に該当する場合には、即時に約款を解除することができます。

1. 訪問看護サービス利用料金の変更等に同意できない場合
2. 利用者が入院された場合
3. 利用者の「介護予防・居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
4. 事業者が正当な理由なく約款に定めるサービスを実施しない場合
5. 事業者が守秘義務に違反した場合
6. 事業者が故意又は過失により、利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他約款を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 当事業所から約款解除の申し出

次の事由に該当する場合には、約款に基づく訪問看護サービスの利用を解除・終了することができます。

1. 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事情により事業所を閉鎖した場合
2. 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
3. 事業所が医療保険及び介護保険の指定の取り消された場合又は指定を辞退した場合
4. 利用者が要介護認定において自立と認定されたが、医療保険や有償のサービスを希望しない場合
5. 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3ヵ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
6. 利用者が入院または入所した場合
7. 利用者が死亡した場合
8. 利用者及び身元引受人、その家族等が当ステーションの職員に対して、ハラスメントや暴言等の法令違反のほか著しく常識を逸脱する行為を行った場合。また、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

(3)約款の終了に伴う援助

約款を修了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行うよう努めます。

9. 利用料及びお支払い方法

利用料	別紙「料金表」によって、利用者が利用したサービスの利用料金をお支払いいただきます。尚、保険適応外料金は、官公庁施策、経済状況の変化やその他やむ得ない事由がある場合、金額が変更する場合があります。その場合は、事前（1か月以上前）に文書にてご連絡いたします。
お支払い方法	別紙「料金表」の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月10日頃に請求します。請求月の27日（例4月分の料金・費用を5月27日）に、ご指定口座からの自動引き落としの方法でお支払いいただきます。

10. 苦情申し立て先

(1)当事業所における苦情の受付

聖隷訪問看護ステーション山本 所長 樋口 智恵子	所在地 〒665-0808 宝塚市切畑字長尾山 5-321 電話番号 (072)740-3551 FAX 番号 (072)740-3980 受付時間 平日：午前9時00分から午後5時00分
-----------------------------	--

(2)行政機関その他苦情受付機関

宝塚市役所介護保険課 給付担当	所在地 宝塚市東洋町 1-1 電話番号 0797-77-2136
川西市役所介護保険課	所在地 川西市中央町 12-1 電話番号 072-740-1174
伊丹市役所介護保険課	所在地 伊丹市千僧 1-1 電話番号 072-784-8037
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 神戸市中央区三宮町 1-9 番 1-1801 電話番号 078-332-5617

11. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービス提供するにあたって、次のことを守ります。

1. 利用者の生命、身体、財物の安全に配慮します。 2. 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管する共に利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。但し、複写費用については有料となります。 3. 利用者の生命又は身体を保護する為、やむを得ない場合を除き身体の拘束をしません。 4. 感染症及び食中毒の発生やまん延を防ぐ職員研修等を行う共に、感染症の発生が疑われる際は対応の手順に従い対応します。 5. サービス提供上の事故等の発生及び再発防止の為に、事故報告を分析し改善策を図ると共に職員へ周知し再発防止に努めます。 6. 事業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者及び身元引受人若しくはその家族等に関する事項を正當なく、第三者へ漏洩しません。

12. 身元引受人

1. 利用同意の締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
しかしながら、利用者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、利用同意の締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
2. 身元引受人には、これまで最も身近にいて、利用者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。
3. 身元引受人は、利用者の利用料等の経済的な債務については、ご利用者と連帯して民法（債務法）に定める保証人としての債務の履行義務を負うことになります。
 - ① 前項の連帯保証人の負担は、極度60万円を限度とする。
 - ② 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
また、利用者が医療機関に入院する場合においては、その手続を円滑に遂行する為に必要な事務処理や費用負担などを行います。
4. 身元引受人が死亡や破産宣告をうけた場合には、新たな身元引受人を立てていただきます。但し、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる場合はこの限りではありません。
5. 利用者の心身の状態に関して必要と思われる事項について確認やご協力をお願いすることがあります。

13. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、利用者や身元引受人に対し、速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

14. 損害賠償について

(1) 事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合においては利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

1. 利用者（身元引受人若しくはその家族等）が、利用同意の締結に際し、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
2. 利用者（身元引受人若しくはその家族等）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
4. 利用者が、事業者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

15. 個人情報の取り扱いについて

当事業所は、業務上知り得た利用者及び身元引受人若しくはそのご家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、下記事項の目的・条件において個人情報を使用します。

1. 個人情報の使用目的

- ① 利用者の皆様へ提供する訪問看護サービスのため
- ② 身元引受人若しくはその家族等への心身の状況説明のため
- ③ 訪問看護サービス業務の維持、改善のための基礎資料のため
- ④ 医療保険及び介護保険事務等のため
- ⑤ 利用の管理、会計、経理、事故等の報告、訪問看護サービス向上等の管理運営業務のため
- ⑥ 当事業所で行われる学生実習への協力のため
- ⑦ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等のため
- ⑧ 法に定められた届出や統計のため
- ⑨ 訪問看護サービスの質の向上の為の学会発表、研究会等での事例研究発表のため
- ⑩ サービスを提供する他の居宅サービス事業者等との連携や照会への回答、医療機関等への情報提供のため

2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の使用は、前項に記載の目的の範囲内で必要最小限に留め、関係者以外には決して漏れる事のないよう、細心の注意を払う
- ② 研究発表等においては、個人を特定できないように仮名等の使用を原則とする
- ③ 前項に掲げる事項については、利用終了後も同様の取り扱いとする

2012 年 11 月 1 日 施行

2013年 4月 1日	改訂
2013年 4月15日	改訂
2013年10月 1日	改訂
2014年 9月 1日	改訂
2015年 4月 1日	改訂
2016年 4月18日	改訂
2017年10月 1日	改訂
2018年10月 1日	改訂
2019年11月23日	改訂
2020年 4月 1日	改訂
2020年10月 1日	改訂
2021年 4月 1日	改訂
2023年 4月 1日	改訂
2024年 1月 1日	改訂